4　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州防衛局総務部契約課　電話092―483―8829

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等

ア　交付期間　平成24年11月９日午前９時から平成25年１月22日午後５時までの電子入札システム稼働時間内。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。
http://www.mod-eboc.go.jp/

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類：PDF（Acrobat形式）
：Word（2003形式）
図面類：PDF（Acrobat形式）
数量表等：Excel（2003形式）
申請書類：一太郎（７形式）
：Word（2003形式）
：Excel（2003形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することが出来る。この場合、⑴へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要なＣＤ―Ｒ　１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。
（http://www.epoc.mod.go.jp/dfaa/oshirase.html）

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成24年11月９日午前９時から同年11月29日午後５時までの電子入札システムの稼働時間内。紙入札方式による場合は、平成24年11月９日から同年11月29日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日、午前９時から午後５時まで、ただし正午から午後１時までの間を除く。

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び技術資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)すること。

⑷　入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　電子入札システムによる入札の場合は、平成25年１月16日午前９時から同年１月18日正午までの電子入札システム稼働時間内。紙入札方式による場合は、平成25年１月18日午前９時から正午まで。郵送等による入札の場合は、平成25年１月18日正午必着。

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により提出すること。

⑸　開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成25年１月23日午前10時

イ　開札場所　九州防衛局第２会議室

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁　九州防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

⑶　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成24年12月18日から平成25年１月18日（利付国債の提供の場合は平成25年12月28日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、平成25年１月18日は正午まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　書類の提出は、持参若しくは郵送等（提出期間内必着。)により行うものとする。

⑷　契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　配置予定技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

⑼　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。)。

⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

⑾　手続における交渉の有無　無

⑿　契約書作成の要否　要

⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書による。)。

⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒅　詳細は、入札説明書による。